

三重県公安委員会規程第2号

三重県公安委員会公印規程を次のように定める。

令和5年3月10日

三重県公安委員会委員長 長江 正

三重県公安委員会公印規程

三重県公安委員会公印規程（昭和41年三重県公安委員会規程第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、公安委員会における庁印及び職印（以下「公印」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（公印の制式）

第2条 公印の制式は、別表第1のとおりとする。

（公印管理者）

第3条 公印は、別表第2に掲げる職にある者（以下「公印管理者」という。）が管理するものとする。

2 公印管理者は、公印の管理その他の公印に関する事務を総括する。

（公印管理担当者）

第4条 公印管理者は、部下職員のうちから、公印管理担当者を指名する。

2 公印管理担当者は、公印管理者の命を受け、公印管理者の管理する公印についてこの規程の定めるところによる使用及び保管が確保されるため必要な事務を行う。

3 公印管理者は、公印管理担当者を指名したときは、その氏名及び職を（総務課長を経由して）警察本部長に報告しなければならない。

（補則）

第5条 この規程に定めるもののほか、公安委員会における公印の取扱いは、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、令和5年3月13日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

1 庁印

種別	公印に表示する文字	大きさ
三重県公安委員会印	三重県公安委員会之印	30ミリメートル平方
	三重県公安委員会之印	28ミリメートル平方
三重県公安委員会小印	三重県公安委員会之印	18ミリメートル平方
	三重県公安委員会	縦4ミリメートル、横15ミリメートル
	三重県公安委員会	縦4ミリメートル、横18ミリメートル
	三重県公安委員会（番号）	縦4ミリメートル、横18ミリメートル
	三重県公安委員会之印	10ミリメートル平方
三重県公安委員会丸印	三重県公安委員会印	円形直径28ミリメートル
	三重県公安委員会印	円形直径20ミリメートル
三重県公安委員会圧印	三重県公安委員会	縦20ミリメートル、横28ミリメートル、周囲の点線の幅2ミリメートル、周囲の

		点線の数66
--	--	--------

2 職印

種類	公印に表示する文字	大きさ
三重県公安委員長印	三重県公安委員長之印	30ミリメートル平方

備考 三重県公安委員会小印の「(番号)」の部分には、次に掲げるところにより警察署に対応する番号を付す。

警察署の名称	番号	警察署の名称	番号
三重県桑名警察署	01	三重県大台警察署	11
三重県いなべ警察署	02	三重県伊勢警察署	12
三重県四日市北警察署	03	三重県伊勢警察署(出張)	31
三重県四日市南警察署	04	三重県鳥羽警察署	13
三重県四日市西警察署	05	三重県鳥羽警察署(大王幹部交番)	23
三重県亀山警察署	06		
三重県鈴鹿警察署	07	三重県鳥羽警察署(出張)	32
三重県津警察署	08	三重県尾鷲警察署	14
三重県津南警察署	09	三重県尾鷲警察署(紀伊長島幹部交番)	24
三重県津南警察署(美杉幹部交番)	21		
		三重県熊野警察署	15
三重県松阪警察署	10	三重県紀宝警察署	16
三重県松阪警察署(飯高幹部交番)	22	三重県伊賀警察署	17
		三重県名張警察署	18

別表第2（第3条関係）

1 庁印

三重県公安委員会の印（大きさが30ミリメートル平方のもの）	総務課長
三重県公安委員会の印（大きさが28ミリメートル平方のもの）	運転免許試験課長
三重県公安委員会の小印（大きさが18ミリメートル平方のもの）	総務課長
三重県公安委員会の小印（大きさが縦4ミリメートル、横15ミリメートルのもの）	交通企画課長
三重県公安委員会の小印（大きさが縦4ミリメートル、横18ミリメートルのもの）	運転免許管理課長及び運転免許試験課長
三重県公安委員会の小印（三重県公安委員会（番号）と表示のもの）	各警察署長
三重県公安委員会の小印（大きさが10ミリメートル平方のもの）	運転免許管理課長
三重県公安委員会の丸印（大きさが円形直径28ミリメートルのもの）	運転免許管理課長
三重県公安委員会の丸印（大きさが円形直径20ミリメートルのもの）	運転免許管理課長
三重県公安委員会の圧印	総務課長、生活安全企画課長、運転免許管理課長、運転免許試験課長及び各警察署長

2 職印

三重県公安委員長の印	総務課長
------------	------